

予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領に基づき予定価格を入札実施後に公表する場合において、入札の透明性及び公平性を確保するため、予定価格に係る疑義を照会する手続（以下「質疑」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(質疑をすることができる者)

第2条 質疑をすることができる者は、質疑を行おうとする建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札手続において入札書を提出した者（以下「入札者」という。）とする。

(質疑をすることができる期間)

第3条 質疑をすることができる期間は、予定価格の通知の日から起算して3日後（休日等を除く。）の正午までとする。

(質疑の方法)

第4条 質疑は、予定価格に係る照会書（別記様式第1号）を財務部契約検査課までFAXにより送信した後、同課まで電話連絡をすることにより行わなければならない。

(回答等)

第5条 市長は、第3条に定める質疑をすることができる期間の終了日から起算して3日（休日等を除く。）以内に、質疑を行った者あてに回答書（別記様式第2号）をFAX送信後、その旨を電話連絡することにより回答するものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに回答することが困難である場合は、その事由が解消した後、直ちに回答するものである。

(回答をすべき質疑として取り扱わないもの)

第6条 質疑が次の各号のいずれかでない該当するときは、回答をすべき質疑として取り扱わない。

- (1) 入札者であることが確認できない者から送信されたもの
- (2) 第3条に定める期間を過ぎてか発注機関に市に到達したもの
- (3) 第4条に定める方法以外の方法によるもの

- (4) 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
- (5) 公表された設計図書や建設工事の入札に関する関市の規定により確認できるもの
- (6) 入札公告で定めた設計図書に関する質問期間中に質問を行い確認すべきもの又は既に質問があり回答を行ったもの
- (7) 契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
- (8) 質疑内容が読み取れないもの
- (9) 当該入札に直接関係ないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返しFAXを送信し正常な公務執行を妨げるなど、質疑として取り扱わないことが適当であると市長が認めるもの

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知を行う建設工事及び建設コンサルタント業務等から適用する。